

事項別

建築基準法規 実務事典

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる!
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる!
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的!

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規 
<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社
本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



(615990) [1009]
建基 (615997) 2010.9H3

本書の特色

●法解釈と法規制が一目瞭然

建築基準法の体系に従い、法令の用語と具体的事項160余項目をとりあげ、各事項毎に関連する法令に基づき具体的に、わかりやすく解説してありますので、その事項についての法解釈運用と法規制の全体が、一目瞭然に理解できます。

●解説の根拠が明確

解説にあたっては、その根拠となる法令条文を明記し、解釈運用上疑義の生じた点については、参考となる通達、行政例規を収録しているので、より深い理解が得られる内容となっています。



建築基準法研究会 / 編集
●A5判・加除式・全1巻
定価 本体10,000円+税

〈用語〉〈項目〉から簡単に法令を解釈し、規制内容を把握できる内容構成です。

内容構成（抜粋）

第1章 総則

- 建築物
- 特殊建築物
- 建築設備
- 居室
- 主要構造部
- 延焼のおそれのある部分
- 耐火構造
- 準耐火構造
- 防火構造
- 不燃材料
- 耐火建築物
- 準耐火建築物
- 設計
- 工事監理者
- 設計図書
- 建築
- 大規模の修繕
- 大規模の模様替
- 建築主
- 設計者
- 工事施行者
- 都市計画
- 都市計画区域又は準都市計画区域
- 第1種低層住居専用地域等
- 地区計画等
- 特定行政庁
- 敷地
- 地階
- 構造耐力上主要な部分
- 防水材料
- 準不燃材料
- 難燃材料
- 敷地面積の算定方法
- 建築面積の算定方法
- 床面積
- 延べ面積の算定方法
- 築造面積の算定方法
- 建築物の高さの算定方法
- 軒の高さの算定方法
- 階数
- 地盤面
- 建築基準法の適用区分
- 建築主事
- 建築基準適合判定資格者
- 建築物の設計及び工事監理
- 建築確認
- 指定確認検査機関
- 建築確認の特例
- 建築工事完了検査
- 型式適合認定
- 構造方法等の認定
- 国・都道府県・市町村の建築物の確認手続

第2章 単体規定関係

- ◆総論
- 敷地の衛生・安全
- 構造耐力

- 大規模建築物の主要構造部
- 屋根不燃区域内の木造建築物の制限
- 大規模の木造建築物等の外壁等
- 防火壁
- 安全上・防火上・衛生上重要である建築物の部分に使用される材料の品質

◆一般構造

- 開口部
- 換気設備
- 無窓の居室
- 居室の天井の高さ
- 居室の床の高さ
- 地階における住宅等の居室
- 長屋又は共同住宅の各戸の界壁
- 階段
- 便所

◆構造強度

- 構造方法に関する技術的基準
- 構造設計の原則
- 構造部材の耐久
- 建築物の基礎
- 屋根ふき材等の緊結規定
- 木造の構造
- 組構造
- 補強コンクリートブロック造
- 鉄骨造
- 鉄筋コンクリート造
- 鉄骨鉄筋コンクリート造
- 無筋コンクリート造
- 新しい構造方法に関する補則規定
- 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の構造方法の安全技術基準
- 丸太組構法の技術基準

◆構造計算

- 構造計算を要する建築物
- 許容応力度等計算
- 層間変形角の計算規定
- 剛性率、偏心率等の計算規定
- 保有水平耐力の計算規定
- 建築物に加わる荷重及び外力の規定
- 許容応力度
- 材料強度

◆耐火構造、防火構造、防火区画等

- 耐火構造
- 準耐火構造
- 防火構造
- 不燃材料
- 準不燃材料
- 難燃材料
- 防火設備
- 特定防火設備
- 耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準
- 主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準
- 防火区画
- 界壁・間仕切り壁・隔壁
- 建築物に設ける煙突の構造
- 耐火建築物または準耐火建築物としなければならない特殊建築物

◆避難施設等

- 屋上広場等
- 避難施設
- 排煙設備
- 非常用の照明設備
- 非常用出入口
- 避難安全検証法
- 地下街

◆内装制限

- 内装制限
- ◆建築設備等
- 建築設備の構造強度
- 給水・排水・その他の配管設備基準規定
- 冷却塔設備
- 昇降機設備
- エスカレーター
- 小荷物専用昇降機
- 非常用エレベーター
- 避雷設備

第3章 集団規定関係

- 道路
- 接道義務
- 道路内の建築制限
- 私道の変更又は廃止の制限
- 壁面線
- 用途地域
- 特別用途地区
- 用途地域、特別用途地区における既存建築物の増改築又は用途変更の制限
- 特殊用途の建築物の位置
- 容積率制限
- 建ぺい率の制限
- 外壁の後退距離
- 第1種・第2種低層住居専用地域内の高さの制限
- 建築物の各部分の高さの制限
- 日影による中高層建築物の制限
- 高度地区
- 高度利用地区
- 総合設計
- 特定街区
- 防火地域及び準防火地域
- 地区計画等
- 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限

第4章 その他の規定

- 建築協定
- 建築審査会
- 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和
- 仮設建築物に対する制限の緩和
- 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度
- 既存建築物の制限緩和
- 建築物の用途変更に対する建築基準法の準用規定
- 工作物の指定
- 各種工作物の構造に関する規定
- 工事現場の危害防止

内容見本（縮小）

関連する法令に基づいてわかりやすく解説！

長屋又は共同住宅の各戸の界壁

長屋又は共同住宅の各戸の界壁

長屋又は共同住宅の界壁の遮音について、従来は一定の仕様に適合するか、あるいは一定の強さの音に対する透過損失の基準に適合するものとして建設大臣が指定する構造とすることをしていた。

平成10年6月の法改正による性能規定化に伴い、界壁の遮音についても性能に関する項目については、遮音性能として明確に法律に位置付け、告示に定める例示仕様とするか、政令に定める技術的基準に適合するものとして建設大臣の認定を受けたものとしなければならないこととなった。

長屋又は共同住宅の各戸の界壁

長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小規模又は天井裏に遮音するものとするほか、その構造を遮音性能（隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない（法30条）。

598 [建基23] 598

長屋又は共同住宅の各戸の界壁

遮音性能に関する技術的基準

長屋又は共同住宅の各戸の界壁の遮音性能に関する技術的基準は、次の表の左欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ右欄の右欄に掲げる数値以上であることを（令22条の3）。

振動数（単位 ヘルツ）	透過損失（単位 デシベル）
125	25
500	40
2,000	50

遮音界壁の構造

長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、上記の技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、又は国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。

参考告示

昭和45.12.28建設省告示第1827号
（最終改正 平成16.9.29建設省告示第1170号）

遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁の構造方法については、昭和45.12.28建設省告示第1827号において、以下のとおり定められている。

第1 下地等を有しない界壁の構造方法 間柱及び縦柱その他の下地（以下「下地等」という。）を有しない界壁にあつては、その構造が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが10センチメートル以上のもの
- コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で内厚及び仕上り材料の厚さの合計が10センチメートル以上のもの

599 [建基40] 599

建ぺい率の制限

建築面積を敷地面積で除したものを、建ぺい率といい、この制限は、容積率の制限や、建築物の高さの制限と並んで、市街地の建築物の形態を決定する重要な規定である。

建ぺい率の規定

建ぺい率の制限 [法53条]

用途地域	原 則		特殊な場合の建ぺい率の特例	
	一般の敷地	①特定行政庁が指定する角地等	②防火地域内の防火建築物（注）	③左記①かつ②（注）
第1種低層住居専用地域	30%			
第2種低層住居専用地域	40%			
第1種中高層住居専用地域	50%			
第1種中高層住居専用地域	60%	A+10%	A+10%	A+20%
第1種住居地域	30%			
第2種住居地域	40%			
準住居地域	50%			
工業地域	80%	B+10%	B+10%	B+20%
工業専用地域	60%			

2307 [建基34] 2307

建ぺい率の制限

近隣商業地域	80%のうち都市計画で定める数値（＝C）	C+10%	C+10%（注）	C+20%（注）
商業地域	80%	90%	制限なし	制限なし
工業地域	60%のうち都市計画で定める数値（＝D）	D+10%	D+10%	D+20%
工業専用地域	30% 40% 50% 60%のうち都市計画で定める数値（＝E）	E+10%	E+10%	E+20%
用途地域のない区域	30% 40% 50% 60%のうち特定行政庁が都市計画審議会の議を経て定める数値（＝F）	F+10%	F+10%	F+20%

（注）……建ぺい率の制限が80とされている地域にあっては制限なし（法53条5項1号）。

○過査新出所、公衆取引、公共用歩道その他これに類するもの
○公園、広場、廣場、川その他これらに類するものからなる建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものを
備考①：建築物の敷地が、建ぺい率の制限の異なる2以上の地域におたる場合、それぞれの地域の部分ごとに算出した建築面積の制限の合計が、その敷地全体についての建築面積の制限となる。この場合、実際に建築物をどの地域の部分に建築するかは任意である（法53条2項）。

2308 [建基52] 2308

必要に応じて理解を助ける図表を登載！